

会社法における 解散請求権

制度調査部
堀内勇世

「会社法」の焦点シリーズ 32

【要約】

昨年6月29日に「会社法」が成立し、今年5月1日から施行された。

この会社法は、以前、株式会社などの会社に関する規制が商法などのいくつかの法律に散らばっていたのでそれをまとめるとともに、現在の社会経済情勢にあうように改正を施したものである。

株主の権利の中には、会社の解散を裁判所に対して請求できるとする「解散請求権」が存在する。

「解散請求権」は会社法でも維持されているが、行使要件などに少々変更がある。ここではこの点につき検討する。

1. 解散請求権とは

解散請求権^(注1)とは、次に掲げる場合において、やむを得ない事由があるとき^(注2)は、訴えをもって株式会社の解散を請求することができる権利のことである。

株式会社が業務の執行において著しく困難な状況に至り、当該株式会社に回復することができない損害が生じ、又は生ずるおそれがあるとき。

株式会社の財産の管理又は処分が著しく失当で、当該株式会社の存立を危うくするとき。

会社法では、833条で規定されている。

解散請求権という制度は、「会社の解体という非常手段により株主の救済をする制度である点に顕著な特異性を有する」と言われている。

(注1) 会社法では、「解散請求権」という用語は用いていないが、ここではこの名前を用いる。会社法833条の表題は、「会社の解散の訴え」となっている。なお、相澤哲(法務省大臣官房参事官)編著「一問一答 新・会社法」(商事法務、2005年)の65ページでは、「解散請求権」という用語を用いている。

(注2) やむを得ない事由があるときとは、「会社を解散する以外には会社の正常な運営、したがって株主の正当な利益を保護する方法がない場合を意味し、その意味で解散がいわば最後の手段である場合を意味するものと解される(…略…)。したがって、取締役の解任ないし改選(…略…)、取締役の行為の差止請求(…略…)、代表訴訟(…略…)などの方法で問題を解決する余地がある場合には、解散請求は認められない」〔かぎカッコ内は、新版注釈会社法(13)(有斐閣、1990年)の25ページより引用〕。

(注3) 「新版注釈会社法(13)」(有斐閣、1990年)の23ページ参照。

2 . 解散請求権の行使要件

(1) 会社法における変更点

会社法では、大雑把に言って、「解散請求権」の行使要件につき次のような改正がされた。

議決権基準に加え、株式数基準を導入。

行使要件を定款で緩和できる。

(2) 請求権の行使要件の概要

「業務財産検査役選任請求権」の行使要件、次のとおりである。

【議決権基準】 総株主^(注4)の議決権の10%〔定款で引下げ可能〕

もしくは、

【株式数基準】 発行済株式^(注5)の10%〔定款で引下げ可能〕

(注4) 株主総会において決議することができる事項の全部について議決権を行使できない株主は、ここでいう「総株主」に入らない(会社法 833 条)。

(注5) 自己株式は、ここでいう「発行済株式」からは除かれる(会社法 833 条)。

3 . 参考

会社法 471 条では、株式会社の解散事由が次のように定められている。

定款で定めた存続期間の満了
定款で定めた解散の事由の発生
株主総会の特別決議(会社法 309 条 2 項 11 号)
合併(合併により当該株式会社が消滅する場合に限る。)
破産手続開始の決定
解散命令(会社法 824 条 1 項)^(注6)又は解散請求権(会社法 833 条 1 項)による解散を命ずる裁判

(注6) 解散命令という制度は、裁判所が、設立が不法な目的でなされたなどの一定の事由がある場合において、公益を確保する上で会社の存立を許すことができないと認めるとき、法務大臣又は株主、社員、債権者その他の利害関係人の申立てにより、会社の解散を命ずるという制度のことである。